

「草加市文化観光課チャンネル」Y o u T u b e 運営基準

1 目的

この基準は、動画共有サイトのY o u T u b eで「草加市文化観光課チャンネル」を開設し、運営するに当たり、基本的な考え方を示し、内容の充実と適正な運営を図ることを目的とする。

2 位置付け

「草加市文化観光課チャンネル」は、第三次草加市観光基本計画の目標である「おもてなしの心が息づく観光」の実現に向けて草加の魅力を市内外に積極的に情報発信するとともに、草加市文化芸術振興条例（平成26年条例第18号）に基づき、草加らしい文化芸術の創造を支援するものとする。

3 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Y o u T u b e Y o u T u b eとは、G o o g l e L L Cが提供する動画その他のコンテンツを発信、発見、視聴、共有できるサービスをいう。
- (2) アカウント Y o u T u b eを利用するために取得した権利をいう。
- (3) チャンネル Y o u T u b eに投稿した動画、再生リスト、他のアカウント等に関連付け、公開しているアカウントをいう。
- (4) 再生リスト Y o u T u b eに投稿されている動画を集めたものをいう。
- (5) コメント Y o u T u b eに投稿に対して意見等を投稿することをいう。

4 運営に関する基本情報

運営に関する基本情報は、次のとおりとする。

- (1) アカウント名 「草加市文化観光課チャンネル」とする。
- (2) U R L https://www.youtube.com/channel/UCQciP5F8sm5DQMxdi6C6p1Q?view_as=subscriber
- (3) アカウント運営者 草加市文化観光課とする。

5 発信する情報

「草加市文化観光課チャンネル」（以下「本アカウント」という。）は、動画の投稿、再生リストの活用、チャンネル登録その他必要と認められる方法によって、次に掲げる情報を発信する。

- (1) 市が取り組む文化観光事業に関する情報
- (2) 市に関連する他の自治体、市民団体、民間事業者及び個人の文化観光事業に関する情報
- (3) 市ホームページ及び広報そうかに掲載済みの情報のうち文化観光事業に資すると認められる情報
- (4) 市が取り組む文化観光事業に必要と認められる情報

※ 本アカウントに書き込まれたコメントは、今後の市政運営の参考とするものとし、コメントに対する回答又は発言は、原則として行わないものとする。ただし、投稿する動画によっては、コメントの入力制限を設定することがある。

6 著作権等の帰属

本アカウントで投稿した動画に関する著作権は、市又はそのコンテンツ提供者に帰属するものとし、当該動画は、私的利用のための複製、引用等の著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた場合を除き、無断で転用又は引用することはできないものとする。

7 投稿する時間帯

本アカウントに投稿をする時間は、市役所開庁時間の午前8時30分から午後5時（年末年始を除く。）までとする。ただし、それ以外の日時においても、必要性又は緊急性が認められる場合は投稿できるものとする。

8 「草加市文化観光課チャンネル」の閉鎖

アカウント運営者は、必要を認めたときは、本アカウントを一時閉鎖又は閉鎖することができる。

9 掲載内容の制限

次のいずれかに該当するものは掲載しないものとし、また、削除する場合がある。

- (1) 投稿テーマの内容と合っていないもの
- (2) 法令又は公序良俗に反しているもの
- (3) 市の名誉を傷つけるものや市の信用を損なうもの
- (4) 個人・団体などを中傷する内容を含むもの
- (5) 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- (6) 営利を目的とするもの（公営競技、観光、文化振興、バナー広告など、市として掲載することが適当と認められるものを除きます。）
- (7) 著作権、知的所有者、肖像権などを侵害するもの

(8) その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

10 免責事項

- (1) 市は、本アカウントで発信した情報等に万全を期すが、その内容を保証する義務を負わないものとする。
- (2) 市は、利用者が本アカウントで発信した情報を利用したこと又は利用することができなかつたことによって生じるいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 市は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でのトラブル、紛争等により、利用者又は第三者に生じた損害賠償について、一切の責任を負わない。
- (4) 本アカウントは、G o o g l e L L C のシステムによって運営されているため、同社の運用状況、サイトの機能、利用方法等の技術的な質問等に関して、市は一切関与しない。

11 個人情報の取扱い

アカウント運営者が利用者から個人情報を取得する場合には、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）に基づき、適切に管理するものとする。

12 運営基準の変更

本運営基準は、利用者への予告なしに変更を行う場合がある。

13 問合せ先

発信内容に関しては、アカウント運営者に直接関係するものを除き、原則各種イベント主催団体又は各担当に利用者が直接問い合わせするものとする。

14 準拠法及び裁判管轄

この基準は、日本法に準拠するものとし、利用者と市の間で紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この基準は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。